平成２１年（フ）第１１８５号
広島市中区小町２番28―702号
債務者　吉岡由美子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３１０号
広島市西区打越町５番16―204号
債務者　難波　正敬
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７２７号
福岡県糟屋郡志免町大字吉原543番地３―Ａ102号
債務者　高田　　司
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０２１号
福岡市博多区堅粕５丁目３番７―702号
債務者　崎山　祐二
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１２９号
福岡県宗像市東郷１丁目10番７号
債務者　平井　敬久
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２２３号
福岡市南区和田４丁目７番８号
債務者　太田　真琴（旧姓中原）
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３１９号
福岡市南区玉川町５番４号
債務者　柳崎美由生
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４０８号
福岡市中央区地行２丁目13番６号
債務者　古川　幸一
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４９３号
福岡市博多区美野島１丁目25番31―102号
債務者　徳冨　秀正
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５５６号
福岡県春日市春日原北町３丁目15番地きはら荘208号
債務者　小宮　瑠美
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５９０号
福岡県前原市篠原西１丁目２番３―203号
債務者　板谷　利弘
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６１３号
福岡市博多区南八幡町２丁目８番５―208号
債務者　玉井　　敬
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６１４号
福岡市博多区南八幡町２丁目８番５―208号
債務者　玉井留美子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６２８号
福岡市南区横手３丁目６番16号
債務者　諸冨　　浩
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６５０号
福岡県糟屋郡新宮町緑ケ浜２丁目４番15号
債務者　猪口　一幸
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６６５号
福岡県久留米市諏訪野町2570番地８号601
債務者　岡崎　隆明
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６８３号
福岡県大野城市若草１丁目７番10号グランドール若草202号
債務者　石崎　勇樹
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６９６号
福岡市博多区千代５丁目５番39―806号
債務者　柳原　秀文
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部